

令和 4 年 5 月 1 8 日 開会

令和 年 月 日 閉会

令和 4 年

第 2 回別海町議会臨時会議案

別 海 町 議 会

令和4年 第2回別海町議会臨時会提出議案

議案番号	目次	頁
議案第35号	令和4年度別海町一般会計補正予算	1
議案第36号	別海町議会議員の議員報酬額及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	2
議案第37号	特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について	4
議案第38号	教育長の給与及び旅費並びに勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	6
議案第39号	別海町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	8
議案第40号	第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	10
議案第41号	第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	11
議案第42号	別海町町税条例等の一部を改正する条例の制定について	12
承認第1号	専決処分した事件の承認について	19
報告第2号	専決処分の報告について	20
報告第3号	専決処分の報告について	21
報告第4号	専決処分の報告について	22

議案第 35 号

令和 4 年度別海町一般会計補正予算

令和 4 年度別海町一般会計補正予算（第 1 号）を別冊のとおり提出する。

令和 4 年 5 月 18 日提出

別海町長 曾 根 興 三

議案第 36 号

別海町議会議員の議員報酬額及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

別海町議会議員の議員報酬額及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次の
ように制定する。

令和 4 年 5 月 18 日提出

別海町長 曾 根 興 三

別海町議会議員の議員報酬額及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

別海町議会議員の議員報酬額及び費用弁償等に関する条例（昭和 22 年別海村条例第 1
号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項第 2 号中「100 分の 310」を「100 分の 295」に改める。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、公布の日から施行する。

（令和 4 年 6 月に支給する期末手当に関する特例措置）

第 2 条 令和 4 年 6 月に支給する期末手当の額は、改正後の別海町議会議員の議員報酬額
及び費用弁償等に関する条例第 6 条第 2 項の規定により算出される期末手当の額（以下

この条において「基準額」という。) から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、310分の15を乗じて得た額（以下この条において「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。

議案第 37 号

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 4 年 5 月 18 日提出

別海町長 曾 根 興 三

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和 40 年別海村条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 4 項第 2 号中「100 分の 245」を「100 分の 230」に改める。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、公布の日から施行する。

（令和 4 年 6 月に支給する期末手当に関する特例措置）

第 2 条 令和 4 年 6 月に支給する期末手当の額は、改正後の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例第 4 条第 4 項の規定により算出される期末手当の額（以下こ

の条において「基準額」という。) から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、
245分の15を乗じて得た額（以下この条において「調整額」という。）を減じた額
とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。

議案第 38 号

教育長の給与及び旅費並びに勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

教育長の給与及び旅費並びに勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例を次のよう
に制定する。

令和 4 年 5 月 18 日提出

別海町長 曾 根 興 三

教育長の給与及び旅費並びに勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例

教育長の給与及び旅費並びに勤務時間等に関する条例（昭和 31 年別海村条例第 13
号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 4 項第 2 号中「100 分の 245」を「100 分の 230」に改める。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、公布の日から施行する。

（令和 4 年 6 月に支給する期末手当に関する特例措置）

第 2 条 令和 4 年 6 月に支給する期末手当の額は、改正後の教育長の給与及び旅費並びに
勤務時間等に関する条例第 3 条第 4 項の規定により算出される期末手当の額（以下この

条において「基準額」という。) から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、
245分の15を乗じて得た額（以下この条において「調整額」という。）を減じた額
とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。

議案第 39 号

別海町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

別海町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 4 年 5 月 18 日提出

別海町長 曾 根 興 三

別海町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

別海町職員の給与に関する条例（昭和 26 年別海村条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 16 条第 2 項中「100 分の 127.5」を「100 分の 120」に改め、同条第 3 項中「100 分の 127.5」を「100 分の 120」に、「100 分の 72.5」を「100 分の 67.5」に改める。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、公布の日から施行する。

（令和 4 年 6 月に支給する期末手当に関する特例措置）

第 2 条 令和 4 年 6 月に支給する期末手当の額は、改正後の別海町職員の給与に関する条例第 16 条第 2 項（同条第 3 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）並びに

別海町職員の給与に関する条例（以下この条において「給与条例」という。）第16条第4項及び第5項（職員の育児休業等に関する条例（平成4年別海町条例第8号）第17条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは第20条第1項から第3項まで、第5項若しくは第6項又は公益的法人等への別海町職員の派遣等に関する条例（平成14年別海町条例第29号）第4条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この条において「基準額」という。）から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日（同日前1箇月以内に退職した者にあつては、当該退職をした日）における次の各号に掲げる職員（給与条例の適用を受ける者をいう。以下この条において同じ。）の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額（以下この条において「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。

（1） 再任用職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。次号において同じ。）以外の職員 127.5分の15

（2） 再任用職員 72.5分の10

（規則への委任）

第3条 前条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

議案第40号

第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和4年5月18日提出

別海町長 曾 根 興 三

第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例（令和元年別海町条例第28号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項第2号中「100分の127.5」を「100分の120」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第41号

第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和4年5月18日提出

別海町長 曾 根 興 三

第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第2号会計年度任用職員の給与に関する条例（令和元年別海町条例第27号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置の適用除外）

- 3 令和4年6月に支給する期末手当については、第14条第1項の規定によりその例によることとされる別海町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和4年別海町条例第 号）附則第2条の規定は、適用しない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 4 2 号

別海町町税条例等の一部を改正する条例の制定について

別海町町税条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 4 年 5 月 1 8 日提出

別海町長 曾 根 興 三

別海町町税条例等の一部を改正する条例

(別海町町税条例の一部改正)

第 1 条 別海町町税条例（昭和 3 1 年別海村条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 8 条の 4 中「交付」の次に「(法第 3 8 2 条の 4 に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。) の」を加える。

第 3 2 条第 4 項を次のように改める。

4 前項の規定は、前年分の所得税に係る第 3 6 条の 3 第 1 項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。

第 3 2 条第 6 項を次のように改める。

6 前項の規定は、前年分の所得税に係る第 3 6 条の 3 第 1 項に規定する確定申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適

用しない。

第33条の7第1項第1号オ中「(所得税法施行令の一部を改正する政令(平成20年政令第155号)附則第13条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の所得税法施行令第217条第1項第2号及び第3号に規定する民法法人を含む。)」を削る。

第34条の2第1項中「特定配当等申告書」及び「特定株式等譲渡所得金額申告書」を「確定申告書」に改め、同条第2項中「申告書に係る年度分の個人の道民税」を「確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の道民税」に改める。

第36条の2第1項ただし書中「所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者」を「所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。)の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)で控除対象配偶者に該当しないもの」に改め、同条第2項中「第2条第4項ただし書」を「第2条第3項ただし書」に改める。

第36条の3第2項中「附記された事項」を「付記された事項」に改め、同条第3項中「附記し」を「付記し」に改める。

第36条の3の2の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 所得割の納税義務者(合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。)の氏名

第36条の3の3の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「あつて、」の次に「特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第54条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。)に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。第2号において同じ。)又は」を、「控除対象扶養親族」の次に「であつて退職手当等に係る所得を有しない者」を加え、同項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加

える。

(2) 特定配偶者の氏名

第49条第9項中「第321条の8第60項」を「第321条の8第62項」に、「同条第60項」を「同条第62項」に改め、同条第15項中「第321条の8第69項」を「第321条の8第71項」に改める。

第75条の2中「固定資産課税台帳」の次に「(同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)」を加え、「閲覧の手数料」を「閲覧(法第382条の4に規定する固定資産課税台帳に住所に代わる事項の記載をしたものの閲覧を含む。)の手数料」に改める。

第75条の3中「事項の証明書」の次に「(同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)」を、「交付」の次に「(法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。)の」を加える。

附則第7条の3の2中「令和15年度」を「令和20年度」に、「令和3年」を「令和7年」に改める。

附則第10条の2第2項中「4分の3」を「5分の4」に改め、同条第3項中「附則第15条第27項第1号イ」を「附則第15条第26項第1号イ」に改め、同条第4項中「附則第15条第27項第1号ロ」を「附則第15条第26項第1号ロ」に改め、同条第5項中「附則第15条第27項第1号ハ」を「附則第15条第26項第1号ハ」に改め、同条第6項中「附則第15条第27項第1号ニ」を「附則第15条第26項第1号ニ」に改め、同条第7項中「附則第15条第27項第2号イ」を「附則第15条第26項第2号イ」に改め、同条第8項中「附則第15条第27項第2号ロ」を「附則第15条第26項第2号ロ」に改め、同条第9項中「附則第15条第27項第2号ハ」を「附則第15条第26項第2号ハ」に改め、同条第10項中「附則第15条第27項第3号イ」を「附則第15条第26項第3号イ」に改め、同条第11項中「附則第15条第27項第3号ロ」を「附則第15条第26項第3号ロ」に改め、同条第12項中「附則第15条第27項第3号ハ」を「附則第15条第26項第3号ハ」に改め、同条第13項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改め、同条第14項中「附則第15条第46項」を「附則第15条第43項」に改め、同条中第16項を第17項とし、第15項を第16項とし、第14項の次に次の1項を加える。

15 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

附則第 10 条の 3 第 8 項中「熱損失防止改修住宅」を「熱損失防止改修等住宅」に、「熱損失防止改修専有部分」を「熱損失防止改修等専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改め、同条第 10 項中「特定熱損失防止改修住宅又は」を「特定熱損失防止改修等住宅又は」に、「特定熱損失防止改修住宅専有部分」を「特定熱損失防止改修等住宅専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改める。

附則第 12 条第 1 項中「100 分の 5」の次に「(商業地等に係る令和 4 年度分の固定資産税にあつては、100 分の 2.5)」を加える。

附則第 16 条の 3 第 2 項を次のように改める。

- 2 前項の規定のうち、租税特別措置法第 8 条の 4 第 2 項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、町民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき同条第 1 項の規定の適用を受けた場合に限り適用する。

附則第 17 条の 2 第 3 項中「、第 37 条の 8 又は第 37 条の 9」を「又は第 37 条の 8」に改める。

附則第 20 条の 2 第 4 項を次のように改める。

- 4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第 36 条の 3 第 1 項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第 20 条の 3 第 4 項を次のように改める。

- 4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第 36 条の 3 第 1 項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第 20 条の 3 第 6 項中「年の翌年の 4 月 1 日の属する年度分の」を「年分の所得税に係る」に、「条約適用配当等申告書にこの項」を「確定申告書にこの項」に改め、「(条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。)」を削る。

附則第 24 条を削る。

(別海町町税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第 2 条 別海町町税条例等の一部を改正する条例（令和 3 年別海町条例第 12 号）の一部

を次のように改正する。

第1条のうち別海町町税条例第36条の3の3第1項の改正規定中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者」を「扶養親族（」の次に「年齢16歳未満の者又は」を加え、「有しない者を除く」を「有する者」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1） 第1条中別海町町税条例第36条の3の2の見出し及び同条第1項並びに第36条の3の3の見出し及び同条第1項の改正規定並びに同条例附則第7条の3の2及び第17条の2第3項の改正規定並びに同条例附則第24条を削る改正規定並びに第2条の規定並びに附則第3条第1項及び第2項の規定 令和5年1月1日

（2） 第1条中別海町町税条例第32条第4項及び第6項、第34条の2第1項及び第2項、第36条の2第1項ただし書及び第2項並びに第36条の3第2項及び第3項の改正規定並びに同条例附則第16条の3第2項、第20条の2第4項並びに第20条の3第4項及び第6項の改正規定並びに附則第3条第3項の規定 令和6年1月1日

（3） 第1条中別海町町税条例第18条の4の改正規定、同条例第75条の2の改正規定（「固定資産課税台帳」の次に「（同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）」を加える部分を除く。）及び同条例第75条の3の改正規定（「事項の証明書」の次に「（同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）」を加える部分を除く。）並びに次条並びに附則第4条第3項及び第4項の規定 令和6年4月1日
（納税証明書に関する経過措置）

第2条 前条第3号に掲げる規定による改正後の別海町町税条例第18条の4（地方税法（昭和25年法律第226号）第382条の4に係る部分に限る。）の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第20条の10の規定による証明書の交付について適用する。

（町民税に関する経過措置）

第3条 第1条の規定による改正後の別海町町税条例（以下「新条例」という。）第36条の3の2第1項の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日（以下この項及び次項において「1号施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第36条の3の2第1項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき第1条の規定による改正前の別海町町税条例（次項において「旧条例」という。）第36条の3の2第1項に規定する給与について提出した同項及び同条第2項に規定する申告書については、なお従前の例による。

2 新条例第36条の3の3第1項の規定は、1号施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第36条の3の3第1項に規定する申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第36条の3の3第1項に規定する申告書については、なお従前の例による。

3 附則第1条第2号に掲げる規定による改正後の別海町町税条例の規定中個人の町民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、令和5年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第4条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和3年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）第1条の規定による改正前の地方税法附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の別海町町税条例第75条の2（地方税法第382条の4に係る部分に限る。）の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第382条の2の規定による固定資産課税台帳（同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の閲覧について適用する。

4 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の別海町町税条例第75条の3（地方税法第382条の4に係る部分に限る。）の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にさ

れる同法第382条の3の規定による証明書（同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の交付について適用する。

承認第1号

専決処分した事件の承認について

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

令和4年5月18日提出

別海町長 曾 根 興 三

専 決 処 分 書

令和3年度別海町一般会計補正予算（第10号）について、地方自治法第179条第1項の規定により別冊のとおり専決処分する。

令和4年3月17日

別海町長 曾 根 興 三

報告第2号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年5月18日提出

別海町長 曾 根 興 三

専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年4月19日

別海町長 曾 根 興 三

工事請負契約の一部変更について

令和4年3月11日議案第29号により議決を経て締結した、グリーンハイツ長寿命化改修建築主体工事請負契約の一部を次のように変更する。

契約金額「105,600,000円(内消費税及び地方消費税額9,600,000円)」
を「106,557,000円(内消費税及び地方消費税額9,687,000円)」に改める。

報告第3号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年5月18日提出

別海町長 曾 根 興 三

専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年4月19日

別海町長 曾 根 興 三

工事請負契約の一部変更について

令和4年3月11日議案第30号により議決を経て締結した、イーストタウン寿団地公営住宅改修建築主体工事（2号棟）請負契約の一部を次のように変更する。

契約金額「82,390,000円（内消費税及び地方消費税額7,490,000円）」を「83,611,000円（内消費税及び地方消費税額7,601,000円）」に改める。

報告第4号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年5月18日提出

別海町長 曾 根 興 三

専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年3月14日

別海町長 曾 根 興 三

和解及び損害賠償額の決定について

令和4年2月7日、別海町西春別駅前栄町28番地別海町役場西春別支所駐車場内において、町職員が運転する別海町所有の公用車と隣接車両が接触し、公用車及び相手車両の一部が破損した事故に伴う損害賠償に関し、次の当事者間において、次の和解条件のとおりに和解を成立させ損害賠償額を決定する。

1 当事者

甲 別海町 個人

乙 別海町長 曾 根 興 三

2 和解条件

- (1) 甲は、本件事故により、車両損害料で金67,229円（修理費31,229円、代車料36,000円）の損害を被った。
- (2) 乙は、上記損害額について甲に対し賠償する義務があることを認め、金67,229円を支払う。
- (3) 以上のほか、本件事故に関し、甲と乙との間には何らの債権債務がないことを確認する。